

障害者権利条約国会承認！

新たな運動の出発点—障害者法制と施策を世界に恥じない水準へ

国連の権利条約を批准することが、臨時国会において全会一致で承認。年明け早々には、国連へ手続きする運びとなっています。国際条約は、憲法に次ぐ優先法であり、一般法律の上位に位置づけられます。批准によって日本政府は、条約に反する法制度の見直しが迫られることとなりますが、それを実現するかどうかは今後の運動如何にかかっています。私たちは、差別・偏見の苦渋の生活を余儀なくされてきました。権利条約批准を契機として、人権と尊厳を保障する「保健」「医療」「福祉」法制の改善と施策を向上させるために、新たな運動を大きく発展させていきましょう。

県条例制定に向けて学習会開催

12月14日、山田昭義氏（DP I 日本会議議長）を講師に招き、「権利条約」「差別解消法」「差別禁止条例」の学習会（愛家連主催、愛知障害フォーラム後援）が開催されました。

山田氏は一連の経過と内容、条例制定の意義について講演。行政や議会への働きかけや署名活動など、精神の家族・当事者の今後の運動に大きな期待を寄せました。



愛知県における既存の戸建て住宅をグループホーム等として活用する場合の取り扱いについて

〈背景及び経過〉

○第3期愛知県障害福祉計画（24～26年度）において「平成26年度の定員数を22年度末の2倍とすることを目標に、促進を図る」としてはいますが、他の都道府県と比較して愛知県の人口当たりの利用者数が非常に少ない状況にある。

○グループホーム等については、建築基準法の「寄宿舍」の規定が適用され、防火間仕切り壁の設置などが必要となり、基準に適した改修工事に多額の費用がかかり、事業者から「規制緩和」の意見が寄せられていた。

○一方で、グループホーム等は障害者の住まいの場であり、防火や防災面で安全を確保する必要がある。

○そこで、県において行政機関、学識経験者、事業者、障害当事者を構成員とした連絡会議を開催。「新たな取り扱い（案）」を示し、パブリックコメントを実施して県民の意見を募集してきた。※愛知県ホームページ掲載資料 <http://www.pref.aichi.jp/0000065776.html>

